

代替休暇に関する労使協定例

代替休暇に関する協定書

株式会社（以下「会社」という。）と 株式会社従業員代表 は、代替休暇に関し、次のとおり協定する。

（対象者及び期間）

第1条 代替休暇は、賃金計算期間の初日を起算日とする1か月（以下「1か月」という。）において、60時間を超える時間外労働を行った者のうち、半日以上の代替休暇を取得することが可能な者（以下「代替休暇取得可能者」という。）が取得の意向を示した場合に、当該月の末日の翌日から2か月以内に与えられる。

（付与単位）

第2条 代替休暇を付与する単位は1日又は半日とする。この場合の半日とは、午前（午前8時から正午）又は午後（午後1時から午後5時）の4時間をいう。

（代替休暇の計算方法）

第3条 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える時間外労働時間数に換算率を乗じて得た時間数とする。
2 前項の換算率は、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率50%から代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率30%を差し引いた20%とする。また、会社は、代替休暇を取得した場合、取得した時間数を換算率（20%）で除した時間数については、20%の割増賃金の支払いを要しない。

（代替休暇の時間数の扱い）

第4条 前条の代替休暇の時間数は、代替休暇を取得する時期が代替休暇を取得できる第1項の期間中である場合は、前々月及び前月の代替休暇の時間数を合算して半日又は1日とすることができることとする。この場合の代替休暇の時間数は、前々月の時間数を優先する。

また、代替休暇の時間数が半日又は1日に満たない端数がある場合で、その満たない部分に従業員が就業規則第 条に規定する時間単位の年次有給休暇の取得を請求する場合は、当該時間単位の年次有給休暇と合わせて半日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、前条の割増賃金の支払いを要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数のみで計算することとする。

（代替休暇取得の意向確認）

第5条 会社は、1か月に60時間を超える時間外労働を行った代替休暇取得可能者に対して、当該月の末日の翌日から5日以内に、代替休暇取得の意向を確認するものとする。この場合において、5日以内に代替休暇取得の意向が確認できないときは、意向がなかったものとみなす。代替休暇の取得日は従業員の意向を踏まえ決定することとする。

（賃金の支払日及び清算）

第6条 会社は、前条の規定による代替休暇取得の意向があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される賃金額を除いた部分を、通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に代替休暇が取得されなかった場合には、取得されないことが確定した月に係る割増賃金支払日に残りの20%の割増賃金を支払うこととする。

第7条 会社は、第5条の規定による意向確認の結果、取得の意向がなかった場合には、当該月に行われた時間外労働に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、取得の意向がなかった代替休暇取得可能者から、当該月の末日の翌日から2か月以内に改めて取得の意向が表明された場合には、会社の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を清算するものとする。

（協定の効力）

第7条 本協定は、平成 年 月 日より効力を発する。

平成 年 月 日

株式会社 代表取締役 印

株式会社従業員代表 印